

## 美里町水道事業給水停止に関する規程（案）

平成28年 月 日

企業管理規程第 号

（趣旨）

第1条 この規程は、水道法（昭和32年法律第177号）第15条第3項及び美里町水道事業給水条例（平成18年美里町条例第176号。以下「条例」という。）第35条第1号の規定に基づき、給水を受ける者が水道料金（条例第24条の料金をいう。以下同じ。）を支払わないときに給水の停止を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（給水停止事由等）

第2条 水道料金に係る給水停止は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときに、当該各号に定める水道料金（当該料金に係る遅延損害金を含む。以下「給水停止に係る水道料金」という。）について行う。

- （1） 納入期限後3か月を経過した水道料金（納付（分納）誓約に係るものを除く。）の未納があるとき 給水停止の予告時における未納の水道料金の全額
- （2） 納付（分納）誓約に係る水道料金が、その履行期限までに納付されなかったとき 納付（分納）誓約が不履行となったときの納付（分納）誓約に係る水道料金のうち未納となっている水道料金の全額
- （3） 給水停止の猶予を受けていた水道料金が当該猶予事由に該当しなくなったとき 給水停止の猶予を受けていた水道料金の全額

（給水停止の猶予）

第3条 給水停止事由が生じた者に次の各号に掲げる事由があるときは、当該各号に定める期間は、前条の規定にかかわらず、当該事由に係る水道料金について給水停止を猶予する。ただし、当該各号のいずれかの号に掲げる申請書等の提出が同一の水道料金について繰り返し行われるもの等不当に給水停止を免れることを目的としたものと認められるときは、この限りでない。

- （1） 水道料金について美里町水道事業給水条例施行規程（平成18年美里町企業管理規程第10号）第27条第2項に規定する水道事業納付金減免申請書の提出があったとき 当該申請書の写しが水道事業所に提出された日から申請に対する応答があった日までの間
- （2） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第1項に規定する申請書の提出があったとき 当該申請書が提出された日から同条第3項の決定があった日までの間
- （3） 美里町債権管理条例施行規則（平成27年美里町規則第4号）第12条第1項に規定する履行延期申請書の提出があったとき 当該申請書が提出された日から

特約の成否が確定する日までの間

- (4) 納付(分納)誓約書(様式第1号)の提出があったとき 当該納付(分納)誓約書に対する承諾又は不承諾の通知があった日と当該納付(分納)誓約書の提出された日から1か月を経過した日のいずれか早い日までの間

(給水停止予告通知)

第4条 水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「町長」という。)は、給水停止事由が生じ、かつ、給水停止の猶予事由に該当しない者に対し給水停止を行おうとするときは、給水停止予告通知書(様式第2号)により予告する。この場合において、給水停止予定日は、給水停止予告通知書を発送した日から起算して7日(当該日数の計算に当たっては、美里町の休日を定める条例(平成18年美里町条例第2号)第1条第1項の休日(以下「休日」という。)を除く。)を経過した日とする。

- 2 町長は、前項の給水停止予告通知書に記載した給水停止に係る水道料金の納付場所として、水道事業所の窓口を指定するものとする。

(給水停止)

第5条 町長は、給水停止予定日の前日(前日が休日のときは、当該前日前直近の休日以外の日)までに給水停止に係る水道料金の納付が確認できないときは、給水停止予定日に給水を停止する。

- 2 給水停止作業は、月曜日から金曜日まで(休日を除く。)の午前9時から午後3時までの間に行う。
- 3 給水停止作業は、水道使用者が不在であっても行う。

(給水停止の解除)

第6条 町長は、給水停止に係る水道料金の全額が納付されたとき(第4条第2項の指定があったにもかかわらず、給水停止を受けた者が指定された場所以外の場所で納付したときは水道事業所の窓口で給水停止に係る水道料金の全額に係る領収書の提示があったとき)又は第3条の規定により給水停止の猶予事由が生じたとき(第3条第2号に掲げる申請にあっては申請書の写しが水道事業所に提出されたときに限る。)は、給水停止を速やかに解除し、開栓する。

- 2 給水停止に係る水道料金の全額が納付されたときの開栓の実施は、次の各号に掲げる水道事業所の窓口で領収書を確認した時刻に応じ、当該各号に定める時期に行う。

(1) 午前8時30分から午後4時まで 当日中

(2) 午後4時経過後午後5時15分まで 翌日(翌日が休日のときは、当該翌日後最初に到来する休日以外の日)中

(給水停止後の基本料金)

第7条 条例第25条に規定する定例日から次の定例日までの間の途中において、給水停止又は給水停止の解除がある場合の条例第24条に規定する基本料金は、1月分として

算定する。ただし、定例日から次の定例日までの間、給水停止を継続している場合は、基本料金を徴収しない。

(納付(分納)誓約による納付)

第8条 第2条の納付(分納)誓約とは、未納の水道料金を納付が可能となる時期に一括又は分割して納付する旨を誓約するもののうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 第3条第1号から第3号までに規定する申請が認められなかった場合その他の理由により未納の水道料金を即時に納付することが困難であると認められること。

(2) 未納の水道料金を納付しようとする期限が、納付(分納)誓約の申請日から1年と未納月数(漏水等通常の使用によらないことに起因する水道料金については、町長が適当と認める月数)のいずれか短い期間内であること。

(3) 未納の水道料金を分割納付しようとするときは、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額の申し出があること。

(4) 未納の水道料金が完納となるまでの期間中に納入期限が到来する水道料金は、その納入期限までに納付すること。

(5) 納付(分納)誓約をしようとする者から町長に対し、納付(分納)誓約書を提出していること。

2 前項の納付(分納)誓約を行うため納付(分納)誓約書を提出しようとする者は、当該納付(分納)誓約書に申請日前3か月分の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類その他未納の水道料金を一時に納付することが困難である状況を明らかにする書類を添付して、町長に提出しなければならない。

3 町長は、納付(分納)誓約書の提出があった場合には、納付(分納)誓約書に添付して提出された書類及び自ら収集した書類について調査を行い、第1項各号のいずれにも該当すると認めるときは、納付(分納)誓約(不)承諾通知書(様式第3号)により納付(分納)誓約に従った納付を承諾する旨を通知しなければならない。

4 町長は、納付(分納)誓約書の提出があった場合において、第1項各号のいずれかに該当しないとき、又は第2項の納付(分納)誓約書に添付し提出すべき書類を納付(分納)誓約書の提出後10日以内に提出しないときは、納付(分納)誓約(不)承諾通知書(様式第3号)により納付(分納)誓約に従った納付を承諾しない旨を通知しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、水道事業給水停止に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

( 給水停止に関する経過措置 )

2 第 2 条第 1 号の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に納入期限が到来する水道料金について適用する。

3 この規程の施行の日 ( 以下「施行日」という。 ) における未納の水道料金のうち、平成 29 年 2 月 28 日までに第 3 条各号に掲げる事由が生じなかったものは、第 2 条の給水停止の事由に該当するとして、この規程を適用する。

4 施行日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に納入期限が到来する水道料金のうち未納となったもので、平成 29 年 6 月 30 日までに第 3 条各号に掲げる事由が生じなかったものは、第 2 条の給水停止の事由に該当するとして、この規程を適用する。

( 給水停止の猶予に関する経過措置 )

5 第 3 条の規定は、施行日前に提出された第 3 条各号の申請書等で施行日前までに同条各号の応答等がされていないものにも適用する。

( 給水停止の解除に関する経過措置 )

6 施行日前から継続している給水停止の解除については、なお従前の例による。

## 納付（分納）誓約書

年 月 日

美里町長 殿

住所（所在） \_\_\_\_\_

氏名（名称及び代表者氏名） \_\_\_\_\_

印

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

電話番号 \_\_\_\_\_ （携帯・自宅）

勤務先住所 \_\_\_\_\_

勤務先名称 \_\_\_\_\_

勤務先電話 \_\_\_\_\_

代理者住所 \_\_\_\_\_

代理者氏名 \_\_\_\_\_ （続柄 \_\_\_\_\_） 印

事情により、下記未納水道料金を即時に一括して納付することができないので、分割での納付を申請します。  
 また、下記未納金は、私にその納付すべき義務がある債務であることを承認し、本件水道料金の納付については、今後、誠意をもってこれを履行することを誓約します。  
 なお、本誓約が不履行となったときは、その時点で未納となっている水道料金の全額について、給水停止を受けても異議を申し立てません。

### 記

未納水道料金を即時に一括して納付できない理由	
------------------------	--

未納水道料金	納付計画		摘要
	納付年月日	納付金額	
別紙明細書のとおり		円	
未納料金	円	円	
遅延損害金	円	円	
延納利息	円	円	
合計	円	円	
（ _____ 年 _____ 月 _____ 日現在）		円	
<b>誓約後に新たに発生する水道料金については、納入期限内に納付します。</b>		円	
		円	
		円	
		円	

本書に記載された未納金額は、上記現在の金額となっておりますので、遅延損害金は実際の納付日により異なります。

第 号  
年 月 日

様

美里町長



給水停止予告通知書

あなたの水道料金につきましては、督促状等により納付のお願いをしましたが、今なお未納となっております。

つきましては、給水停止に係る水道料金を給水停止予定日の前日までに納付されない場合は、美里町水道事業給水停止に関する規程第5条の規定により、給水停止することになりますので予告します。

この通知書を受領した後の「給水停止に係る水道料金」は、美里町水道事業所窓口で納付してください。

記

- 1 給水停止に係る水道料金
- 2 給水停止予定日時 年 月 日 午前9時から午後3時までの間
- 3 給水装置設置場所
- 4 使用者番号

**注意**

- (1) この通知書の受領前に「給水停止に係る水道料金」を納付されました場合には、御容赦願いますとともに、お手数ですがその旨を美里町水道事業所窓口まで御連絡ください。
- (2) 生活困窮その他の特別な事情がある場合は、美里町水道事業所に御相談ください。
- (3) 給水停止のため損害が生じることがあっても、町は、その責めを負いません。

問合せ窓口  
美里町水道事業所  
電話

第 号  
年 月 日

様

美里町長



納付(分納)誓約(不)承諾通知書

年 月 日付けで申請がありました、納付(分納)誓約書について(下記の理由により)承諾しました(しません)ので通知します。

記

- 1 (不)承諾年月日 年 月 日
- 2 未納金額
- 3 誓約期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 不承諾理由

問合せ窓口

美里町水道事業所

電話

【参考様式】

## 給水停止について

**誠に不本意ではありますが、美里町水道事業給水停止に関する規程第5条の規定により、本日、給水を停止しました。**

○給水停止解除には、以下の手続が必要となります。

- 1 「給水停止に係る水道料金」 \_\_\_\_\_ 円を全額納付してください。
- 2 「給水停止に係る水道料金」は、直接、美里町水道事業所窓口で納付してください。

**美里町水道事業所窓口の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）までの午前8時30分から午後5時15分までとなります。**

- 3 給水停止の解除までに要する時間は以下のとおりとなります。なお、開栓時間を指定することはできませんので御了承ください。
  - (1) 午前9時から午後4時までに給水停止の解除の申出があった場合  
当日中
  - (2) 午後4時経過後、午後5時15分までに給水停止の解除の申出があった場合  
翌日中（翌日が休日のときは、当該翌日後最初の休日以外の日）

### 【注意】

- (1) 上記1の給水停止に係る水道料金（遅延損害金を含む。）を全額納付されるまでは、給水停止を解除しません。  
ただし、生活困窮その他の特別な事情がある場合は、美里町水道事業所に御相談ください。
- (2) 給水停止のため損害が生じることがあっても、町は、その責めを負いません。
- (3) 給水装置を無断で使用された場合は、美里町水道事業給水条例第38条の規定により、過料に処せられますので御注意ください。

申出先 美里町水道事業所 美里町青生字中ノ橋124番地 電話
---